

裁判所の手続や公正証書で約束したお金の
支払を受けられず お困りの方のために

裁判や調停で決まったのに相手(債務者)が
お金を支払ってくれない

強制執行をしたいけど、相手(債務者)の
財産ってどうやって調べるの？

債務名義(判決, 調停
調書, 公正証書など)が
あれば

裁判所の情報取得手続で
相手(債務者)の財産を調べられます！

《債権者》←あなた
第三者からの情報取得手続の申立て

《裁判所》
情報提供命令

《第三者》
回答(情報提供書の提出)

市町村
共済組合など

勤務先(給料など)の
有無, 名称や場所
※養育費等の債権や生命・
身体への侵害による損害賠
償請求権を有する方に限
られます。

登記所

所有不動産の有無,
場所など
※令和3年5月1日から
スタートします。

金融機関

預貯金の有無,
支店名, 口座番号,
残高など

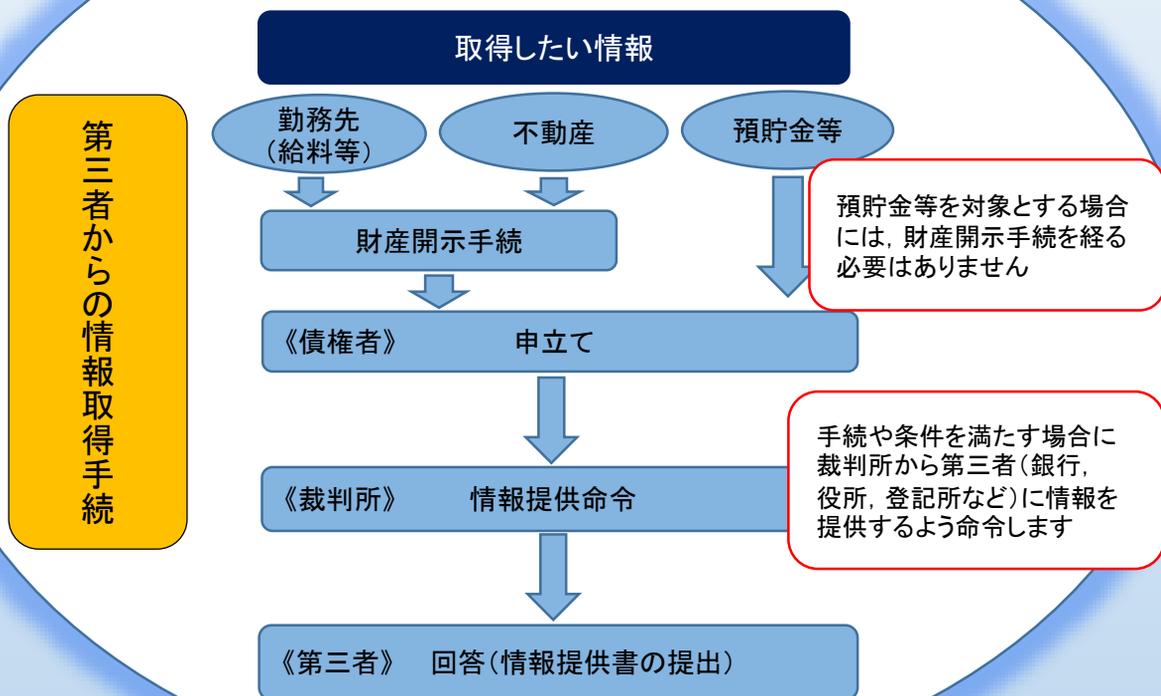
手続の流れは次のページ

手続の流れ

裁判や調停などの裁判所の手続, または, 公証人役場で, 相手(債務者)がお金を支払うことを内容とする債務名義(判決, 調停調書, 公正証書など)を取得

地方裁判所の手続

取得したい情報によって手続や条件が異なります



ご利用方法

① 申立て先

債務者の住所を管轄する地方裁判所

② 手数料

申立書1通につき原則1,000円(収入印紙)

※ 他に, 情報提供をした金融機関への報酬(1件2,000円)や郵送費用がかかります。

③ 必要な書類

- ・申立書
- ・債務名義(判決, 調停調書, 公正証書など)正本
- ・財産を調査した結果の報告書等
- ・(不動産・勤務先(給料等)の情報の取得を希望する場合) 3年以内に財産開示手続が実施されたことを証する書面

ご不明な点については, 最寄りの地方裁判所にお問い合わせください

<https://www.courts.go.jp/courthouse/map/>